の個人を識別するに足りるものとして総務省令で定める基準に適合するもの、旅券の番号等及び一定の証明書にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された総務省令で定める符号等を個人識別符号に位置付けることとした。

2　心身の機能の障害があること、医師等により行われた健康診断等の結果、医師等により指導又は診療若しくは調剤が行われたこと、刑事事件に関する手続又は少年の保護事件に関する手続が行われたことを内容とする記述等を含む個人情報を要配慮個人情報に位置付けることとした。

3　行政機関非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者が納付しなければならない手数料を定めることとした。

4　その他所要の規定の整備を行うこととした。（第一条関係）

二　独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令の一部改正関係

1　DNAを構成する塩基の配列、容貌、虹彩の模様等一定の身体の特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号であって、特定の個人を識別するに足りるものとして総務省令で定める基準に適合するもの、旅券の番号等及び一定の証明書にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された総務省令で定める符号等を個人識別符号に位置付けることとした。

2　心身の機能の障害があること、医師等により行われた健康診断等の結果、医師等により指導又は診療若しくは調剤が行われたこと、刑事事件に関する手続又は少年の保護事件に関する手続が行われたことを内容とする記述等を含む個人情報を要配慮個人情報に位置付けることとした。

3　その他所要の規定の整備を行うこととした。（第二条関係）

三　鉱業登録令等の一部改正関係

行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律（平成二八年法律第五一号。以下「整備法」という。）による行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の改正に伴う所要の規定の整備を行うこととした。（第三条関係）

四　個人情報保護委員会事務局組織令の一部改正関係

参事官の職務に行政機関非識別加工情報の取扱いに関する監視及び独立行政法人等非識別加工情報の取扱いに関する監督を追加することとした。（第四条関係）

五　経過措置

行政機関及び独立行政法人等が整備法の施行の際現に作成している個人情報ファイル簿の記載事項の修正に係る経過措置について必要な規定を設けることとした。（第五条及び第六条関係）

六　附則

1　関係政令について所要の規定の整備を行うこととした。（附則第二条から第五条まで関係）

2　この政令は、整備法の施行の日から施行するものとすることとした。

◇介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令等の一部を改正する政令（政令第二〇号）（厚生労働省）

一　介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正関係

平成二九年度の被用者保険等保険者に係る介護給付費・地域支援事業支援納付金の額の算定の特例として、特定第二号被保険者の見込数等に政令で定める割合を乗じることとしていることに伴い、当該割合を一〇〇分の一とすることとした。（附則第六条及び第八条関係）

二　健康保険法等の一部を改正する法律附則第一三〇条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正関係

平成二九年度の被用者保険等保険者に係る介護給付費・地域支援事業支援納付金の額の算定の特例として、特定第二号被保険者の見込数等に政令で定める割合を乗じることとしていることに伴い、当該割合を一〇〇分の一とすることとした。（附則第四条及び第六条関係）

三　この政令は、平成二九年四月一日から施行することとした。

◇国民年金法施行令の一部を改正する政令（政令第二一号）（厚生労働省）

1　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴い、規定の整備を行うこととした。（本則関係）

2　この政令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第四号に掲げる規定の施行の日（平成二九年五月三〇日）から施行することとした。

政　令

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年二月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第十七号

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第八十号）の一部の施行に伴い、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第六条の四第三項並びに国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第三十四条第一項第六号及び第七十条の三第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（国家公務員退職手当法施行令の一部改正）

第一条　国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一ロの表第三号区分の項第八号の次に次の一号を加える。

八の二　平成二十九年四月一日以後適用されている一般職給与法（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）の専門スタッフ職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの

（人事評価の基準、方法等に関する政令の一部改正）

第二条　人事評価の基準、方法等に関する政令（平成二十一年政令第三十一号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「第十一条（」の下に「これらの規定を」を加え、「それぞれ」を削り、「並びに第十二条及び」を「、第十二条並びに」に改め、同条第一号中「準ずる職」の下に「（行政の特定の分野における高度の専門的な知識経験に基づく調査、研究、情報の分析等を行うことによる政策の企画及び立案等の支援に関する事務をつかさどる職を除く。）」を加える。

（幹部職員の任用等に関する政令の一部改正）

第三条　幹部職員の任用等に関する政令（平成二十六年政令第百九十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「部長の官職」の下に「並びに行政の特定の分野における高度の専門的な知識経験に基づく調査、研究、情報の分析等を行うことによる政策の企画及び立案等の支援に関する事務をつかさどる官職（当該官職に準ずる官職として内閣官房令で定めるものを含む。次項において同じ。）」を加え、同条第二項中「（当該官職に準ずるものとして内閣官房令で定めるものを含む。）」を削る。

附　則

この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三